

通常の負担区分							条件	備考
負担区分(負担表示)	減額証・限度証表示	区分コード	レセプト備考表示	負担割合	限度額（外米）	限度額（入税）		
低Ⅰ非	区分Ⅰ	11	30区オ	1割	¥8,000	¥15,000	世帯全員が「住民税非課税」且つ「（年金収入-80万円）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が0円以下」	
低Ⅱ非	区分Ⅱ	21	30区オ	1割	¥8,000	¥24,600	「世帯全員が住民税非課税」且つ「低Ⅰ非の条件を満たさない」	未申告者（課税状況不明者）がいる場合があるので注意が必要
一般課	－	32	29区エ	1割	¥18,000	¥57,600	「世帯内に住民税課税者が居る」且つ「世帯内被保険者全員の住民税課税標準額が145万円未満」	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年9月までの区分
般Ⅰ課	－	3A	42区キ	1割	¥18,000	¥57,600	世帯内に住民税課税者が居る世帯で、次の①又は②を満たす世帯 ①世帯内被保険者全員の住民税課税標準額が28万円未満 ②「世帯内被保険者全員の住民税課税標準額が145万円未満」且つ「世帯内被保険者全員の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が320万円未満（被保険者が1名の場合は、200万円未満）」	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
般Ⅱ課	－	3E	41区カ	2割	¥18,000	¥57,600	世帯内に住民税課税者が居る世帯で、次の①及び②を満たす世帯 ①世帯内被保険者に住民税課税標準額が28万円以上の者が居る ②「世帯内被保険者全員の住民税課税標準額が145万円未満」且つ「世帯内被保険者全員の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が320万円以上（被保険者が1名の場合は、200万円以上）」	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
一定Ⅰ	現役Ⅰ	44	28区ウ	3割	¥80,100+α	¥80,100+α	「世帯内に住民税課税者が居る」且つ「世帯内被保険者で最も住民税課税所得が高い者の住民税課税所得が145万円以上、380万円未満」 ※下記、特別な負担区分の条件を満たす場合はそちらが優先。	
一定Ⅱ	現役Ⅱ	45	27区イ	3割	¥167,400+α	¥167,400+α	「世帯内に住民税課税者が居る」且つ「世帯内被保険者で最も住民税課税所得が高い者の住民税課税所得が380万円以上、690万円未満」 ※下記、特別な負担区分の条件を満たす場合はそちらが優先。	
一定Ⅲ	－	46	26区ア	3割	¥252,600+α	¥252,600+α	「世帯内に住民税課税者が居る」且つ「世帯内被保険者で最も住民税課税所得が高い者の住民税課税所得が690万円以上」 ※下記、特別な負担区分の条件を満たす場合はそちらが優先。	減額証及び限度証は発行されない。

特別な負担区分							条件	備考
負担区分(負担表示)	減額証・限度証表示	区分コード	レセプト備考表示	負担割合	限度額（外米）	限度額（入税）		
低Ⅰ保	区分Ⅰ又は区分Ⅰ（境）	14	30区オ	1割	¥8,000	¥15,000	福祉事務所へ生活保護の申請を行った際に、医療費の負担を軽減することにより保護を必要としないと判断され、当該医療費の軽減に関する福祉事務所の証明書を提示して、減額証の申請を行った世帯。	区分Ⅰ（境）の記載のされる場合でも、負担区分管理画面上は、低Ⅰ保となる。
低Ⅱ保	区分Ⅱ	23	30区オ	1割	¥8,000	¥24,600	福祉事務所へ生活保護の申請を行った際に、医療費の負担を軽減することにより保護を必要としないと判断され、当該医療費の軽減に関する福祉事務所の証明書を提示して、減額証の申請を行った世帯。	
一般基	－	31	29区エ	1割	¥18,000	¥57,600	「上記、通常の負担区分における（一定Ⅰ）、（一定Ⅱ）、（一定Ⅲ）で判定される世帯」且つ「世帯内被保険者全員の収入額の合計が520万円未満（被保険者が1名の場合は、383万円未満）」 ※ 原則申請により適用する区分であるが、「市町村が収入状況を把握している」且つ「職種適用を行っている」場合は、職種で適用される（一般特、般Ⅰ基、般Ⅰ特、般Ⅱ基、般Ⅱ特についても同様）。	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年9月までの区分
一般特	－	34	29区エ	1割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①、②、③全てを満たす世帯 ①世帯内被保険者が1名でその収入額の合計が383万円以上、520万円未満 ②被保険者ではない70歳以上75歳未満の世帯員が居る ③世帯内被保険者及び70歳以上75歳未満の世帯員の収入額の合計が520万円未満	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年9月までの区分
一般旧	－	35	29区エ	1割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①及び②を満たす世帯 ①昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者が居る ②世帯内被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下 ※ 旧ただし書き所得とは、総所得金額等から基礎控除43万円を差し引いた額（退職所得や雑損繰越控除は含まない）（以下、同じ。） ※ 申請は不要で、自動的に判定される（般Ⅰ旧、般Ⅱ旧についても同様）。	限度証及び減額証は発行されない。 ※令和4年9月までの区分
般Ⅰ基	－	3B	42区キ	1割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①及び②を満たす世帯 ①世帯内被保険者全員の収入額の合計が520万円未満（被保険者が1名の場合は、383万円未満） ②世帯内被保険者全員の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が320万円未満（被保険者が1名の場合は、200万円未満）	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
般Ⅰ特	－	3C	42区キ	1割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①、②、③、④全てを満たす世帯 ①世帯内被保険者が1名でその収入額の合計が383万円以上、520万円未満 ②被保険者ではない70歳以上75歳未満の世帯員が居る ③世帯内被保険者及び70歳以上75歳未満の世帯員の収入額の合計が520万円未満 ④世帯内被保険者の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が200万円未満	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
般Ⅰ旧	－	3D	42区キ	1割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①、②、③全てを満たす世帯 ①昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者が居る ②世帯内被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下 ③世帯内被保険者全員の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が320万円未満（被保険者が1名の場合は、200万円未満）	限度証及び減額証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
般Ⅱ基	－	3F	41区カ	2割	¥18,000	¥57,600	上記の通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①及び②を満たす世帯 ①世帯内被保険者全員の収入額の合計が520万円未満（被保険者が1名の場合は、383万円未満） ②世帯内被保険者全員の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が320万円以上（被保険者が1名の場合は、200万円以上）	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
般Ⅱ特	－	3G	41区カ	2割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①、②、③、④全てを満たす世帯 ①世帯内被保険者が1名でその収入額の合計が383万円以上、520万円未満 ②被保険者ではない70歳以上75歳未満の世帯員が居る ③世帯内被保険者及び70歳以上75歳未満の世帯員の収入額の合計が520万円未満 ④世帯内被保険者の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が200万円未満	減額証及び限度証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
般Ⅱ旧	－	3H	41区カ	2割	¥18,000	¥57,600	上記、通常の負担区分における「一定Ⅰ」、「一定Ⅱ」、「一定Ⅲ」で判定される世帯の内、次の①、②、③全てを満たす世帯 ①昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者が居る ②世帯内被保険者全員の旧ただし書き所得の合計額が210万円以下 ③世帯内被保険者全員の（年金収入）+（給与所得-10万円）+（それ以外の所得）の合計が320万円以上（被保険者が1名の場合は、200万円以上）	限度証及び減額証は発行されない。 ※令和4年10月からの区分
低Ⅰ老	区分Ⅰ（老福）	12	30区オ	1割	¥8,000	¥15,000	上記、通常の負担区分における「低Ⅰ非」又は「低Ⅱ非」で判定される世帯の内、被保険者が老齢福祉年金を受給している世帯。	対象者は非常に高齢のため、ほとんど居ない。

注意事項 上記条件における住民税課税所得とは、市町村住民税における課税所得（課税標準額）と原則同値であるが、市町村住民税が非課税の方については、総所得金額から所得控除額を差し引きした金額から千円未満を切り捨てた値となる。また、被保険者の属する世帯に前年度12月31日時点で19歳未満の世帯員がいる場合、世帯主の課税所得については、年齢及び人数に応じて一定の金額（0～15歳1名につき33万円、16～18歳1名につき12万円）を差し引いた金額と

カス